

第3章 緑地の配置計画

緑地を系統的に配置していくことが都市の緑地が有する環境保全、防災、レクリエーション、都市景観等の諸機能を効果的に発揮させるうえで重要であることから、これらの4つの視点から総合的な緑地の配置計画を定めます。

1 環境に係る緑地の配置計画

まとまった緑や河川等の水辺は、大気浄化等の機能を有し、良好な都市環境を形成するうえで重要な役割を担っています。また、市街地周辺の樹林地等は、雨水の地下浸透や保水機能を有し、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和といった環境保全など多くの機能があります。

(1) 都市の自然の保全

相模川は、本市の骨格を形成する緑地として位置付け、良好な自然環境や河川景観を保全すべき区域については、自然生態系を保全し、河川特有の動植物の保護を図るよう河川管理者へ要請します。本市の北部、中央部、南部にまとまって分布する農地及び丘陵地帯に残る九里の土手などの斜面緑地は、市街地の緑の骨格を形成する緑地として保全します。

(2) 地球温暖化の防止に資する緑地の形成

都市の骨格を形成する河川、緑地等は温暖化防止に資する緑地等として保全に努めます。

(3) ビオトープ・ネットワークの保全

市内に広がる水田や畑地、樹林地などは、生物の生息の場として重要な役割を担っています。これらについて、ビオトープ・ネットワークを形成する緑地として保全します。

(4) 都市気候の緩和

気温・湿度の調節、通風作用等に資する緑地として、相模川、目久尻川等の河川とその周辺の農地及び市街地周辺の農地等を保全します。

また、冷涼な大気の溜まりとなる緑地として、相模川、丘陵地帯に残る樹林地等、風の通り道となる緑地として、市街地周辺の農地及び河川等を保全します。

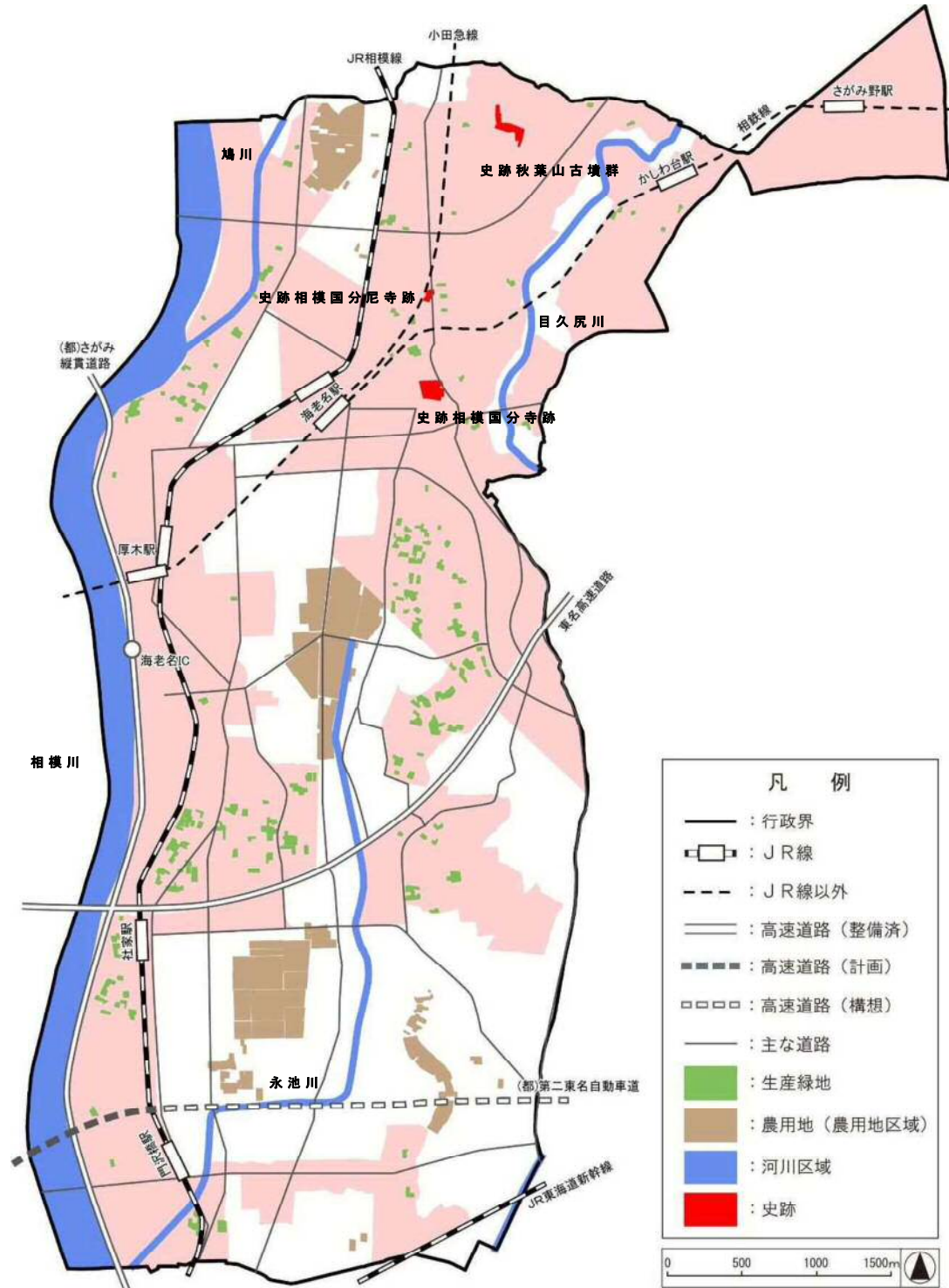
(5) 地域環境の改善

海老名駅をはじめ、本市の拠点となる駅周辺（一般保留区域を含む）における開発事業等では、良好な環境形成及び改善に資する緑の保全と創出及びネットワーク化に努めます。

また、工業地では事業者による植栽などによって緑地を創出し、地域住民に親しまれる公共性の高い緑地の形成に努めます。

(6) 生産緑地地区

現在、指定されている生産緑地地区は、身近な自然環境の保全に資する緑地として位置付けて適正に保全を図ります。



農地、河川、史跡等(法による地域制緑地)の配置図

2 防災に関する緑地の配置計画

公園・緑地、グラウンドなどのオープンスペースは、災害時の避難場所や救援・復旧活動の場としての機能を有しています。

また、斜面緑地は、雨水流量の調整や斜面の崩壊を防ぐ機能を有し、街路樹や生垣は、防火帯としての機能やブロック塀による道路寸断を防止する機能を有しています。

(1) 避難地及び避難路としての緑地

- ① 災害時の広域避難場所及び一時避難地である公園、学校等を防災系統の緑地として位置付けるとともに、今後整備を進める近隣公園以上の公園を防災拠点として位置付け、防火水槽等消防・防災関連施設の設置を図ります。
- ② 市内の道路、緑道など線的に連続する緑のネットワークを緊急時の避難路として活用します。
- ③ 避難場所の植栽には、耐火性のある樹木を植栽し防災機能を向上させます。
- ④ 市街化区域に存する生産緑地等農地については、一時避難地としての役割が見込まれることから保全を図ります。
- ⑤ 緑地等の配置や都市緑化の推進は、地域防災計画等を反映して取り組むものとします。

(2) 工場地と住宅地の分離

工業地域、工業専用地域周辺の市街地において、都市公害の緩和の観点から緩衝機能をもった緑地を工場の周囲に配置する等、緑化のあり方について検討します。

また、県のみどりの協定に基づいて締結した緑地についても位置付けます。

(3) 騒音・振動等の発生源の周辺の緩衝地帯

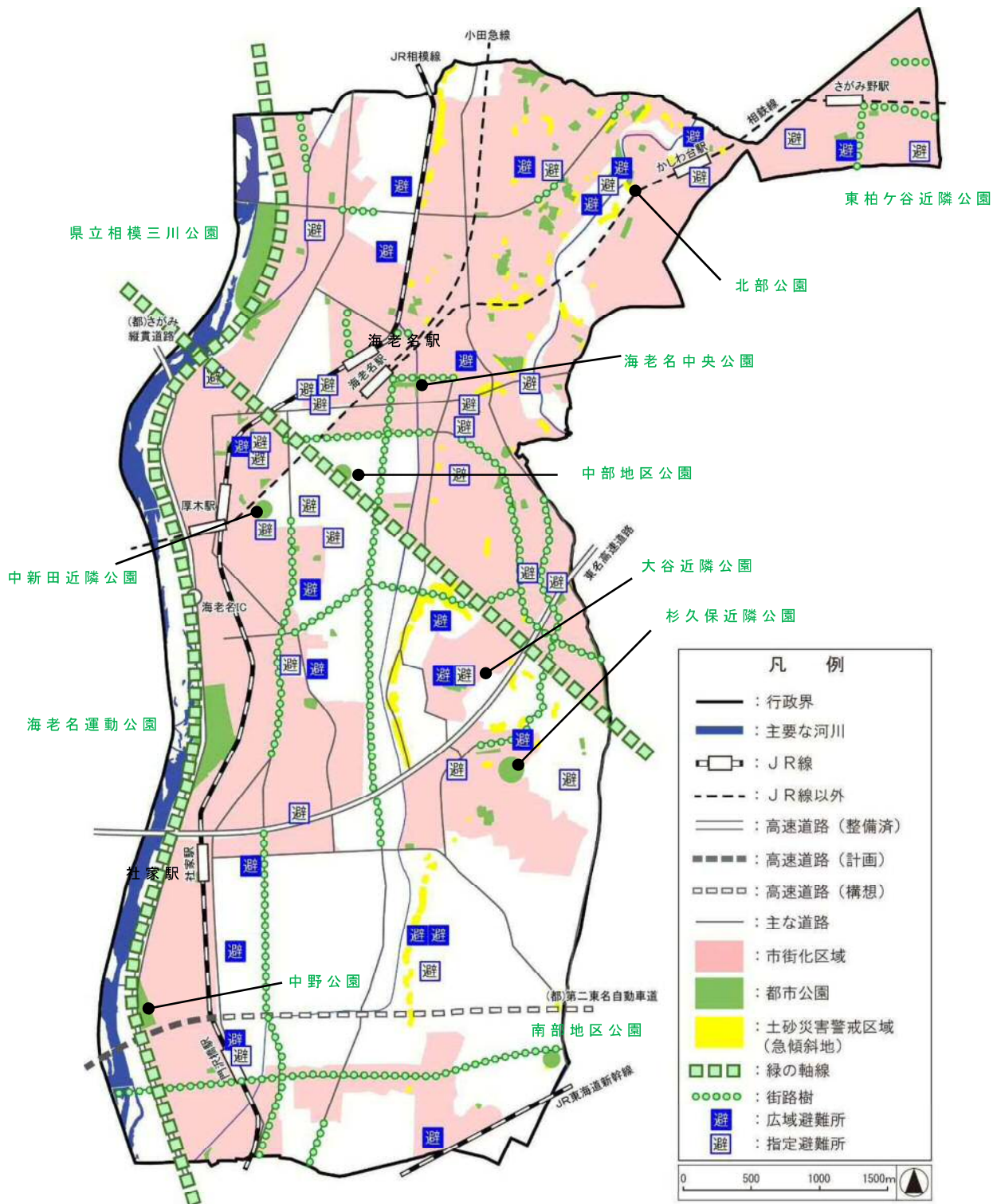
(都) 第二東名自動車道の進捗に合わせて、道路事業者の協力を得て都市公害の緩和のために環境改善に資する緑地の配置に努めます。

(4) 崩壊等の危険性の大きい地域

急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域などこれに準ずる区域の斜面緑地については、県の「急傾斜地崩壊対策事業」と整合を図りつつ、緑地の保全に努めます。

(5) 溢水被害のおそれのある地域

特定都市河川である引地川及び総合治水対策河川である目久尻川流域においては、県の総合治水対策などと整合性を図り、保水機能を有する緑地の保全に努めます。



避難所及び都市公園等の配置計画図

3 レクリエーションに関する緑地の配置計画

市民が健康的な生活を営むうえで、スポーツやレクリエーションの果たす役割は増えています。公園は、運動施設や広場、遊具など複合的な機能を有しており、子どもから大人まで幅広い年齢層が楽しむことができます。

また、高齢者の健康への関心等が高まるなか、樹林地は林間レクリエーションの場、緑道はウォーキングなど健康づくりの場に、市民農園は農とのふれあいの場として貴重な空間となっています。

(1) 多様なレクリエーション需要の対処

多様なレクリエーション需要に対処するよう都市基幹公園、特殊公園及び都市緑地などの整備について、地域特性に配慮した公園づくりや機能の見直しを進めます。

(2) 都市機能の更新を予定している地区の緑地の配置

都市機能の更新を予定している等、集中的な住居あるいは利用が見込まれる地区について、まちづくり条例等に基づき適切な形態、規模の公園や緑地を配置します。

(3) 自然とのふれあいの場の形成

公有化した緑地（樹林地）を中心に緑化活動の拠点、水と緑の環境教育の場として活用を図り、自然とのふれあいの場づくりを進めます。

(4) 地域スポーツの振興に資する緑地

地域スポーツの振興に資する緑地としては海老名運動公園、中野多目的広場や庭球場、相模三川公園の運動施設等がありますが、今後もスポーツ・レクリエーション振興の推進として、スポーツ施設の見直し等による機能の充実を図ります。

(5) 福祉施設と一体型の緑地

市内には社会福祉関連施設があり、これらの施設と一体となった緑地の保全に努めます。

(6) 水とみどりのネットワークの形成

公園・緑地等を相互に連絡する道路の緑化や、河川等を活用することができる水とみどりのネットワークの形成を図ります。

また、河川管理用通路などを利用した歩行者通路の保全や管理用通路の活用等による緑の配置に努め、水とみどりのネットワークの形成を図ります。

4 景観に関する緑地の配置計画

相模川などの水辺や緑、公園・緑地、街路樹、住宅地や駅前の緑などは、まちの個性を演出し、うるおいや安らぎを与えています。

また、農地、社寺林、地域のシンボルとなっている大樹などの風景は、地域らしさを表している景観といえ、都市の景観形成に役立っています

(1) 郷土景観を構成する緑地

- ① 本市の原風景として、農地と一体となった九里の土手に残る斜面緑地など、丘陵地の斜面緑地を保全します。
- ② 郷土景観の重要な役割を担い、地域のランドマークやシンボルマークとなる大樹や社寺林を保全します。
- ③ 田園風景を醸し出す農地の保全を図ります。

(2) 歴史と文化の継承されている緑地

- ① 市内北部に位置する史跡秋葉山古墳群、清水寺公園周辺には寺社や古墳など歴史的な財産が多く存在しており、この自然環境の保全に努めます。
- ② 海老名の大櫓や有馬のはるにれなど天然記念物や由緒・由来のある樹木等と周囲の緑地を保全し、良好な自然景観の保全に努めます。

(3) 地区の美観向上

- ① 地区の美観向上のため、道路整備等による空地を活用した、まちかど広場や街路樹の整備を図り、緑の確保に努めます。
- ② 公共施設や事業所等の緑化を推進するため、屋上緑化、壁面緑化等様々な手法を用いて緑の確保に努めます。

(4) 新市街地における緑化の推進

既成市街地の再整備や土地区画整理事業などによってできる新市街地においては、景観向上のため、地区計画等の手法を活用して計画的に緑化推進を図ります。